三千六百五十円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものであるときは、三千四百円）	千五百五十円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対して行う第九十七条の二講習（法第百一条の四第二項又は第百一条の四第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対して行う第九十七条の二講習（法第百一条の四第三号イ又は第百一条の四第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	千六百五十円	千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、千九百円）	三千円	三千円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、五千六百五十円）
小型特殊自動車免許以外の第二種運転免許を受けている者に対して行う第九十七条の二講習（法第百一条の四第三号イ又は第百一条の四第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	小型特殊自動車免許以外の第二種運転免許を受けている者に対して行う第九十七条の二講習（法第百一条の四第三号イ又は第百一条の四第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	千四百五十円	千四百五十円	四千二百円	四千二百円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	五百五十円	五百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、八百五十円）	四百円	四百円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	千四百五十円	千四百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、三千四百五十円）	二千円	二千円

に改め、同条第二項の表の一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千六百円」を「二千二百五十円」に改め、同表の備考二中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表第三項の表の一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考二中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千三百円」を「二千六百五十円」に改め、同表の備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第一の備考の二の1中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

別表第二の備考の二の10中「第九項」を「第十項」に改め、同表の備考の二の107中「第七十一条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表の備考の二の108中「第七十一条の六第一項」の下に「又は第二項」を加える。

別表第六の備考の三の1中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項ただし書並びに附則第三条第一項ただし書及び第四条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法施行日において現に改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第九十九条第一項の規定により旧法第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されている自動車教習所は、改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第九十九条第一項の規定により新法第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）及び同項の準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されたものとみなす。ただし、当該自動車教習所が、改正法施行日の前日までに、国家公安委員会規則で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　改正法施行日において現に旧法第九十九条第一項の規定により旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。）、同条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。）又は同項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されている自動車教習所は、それぞれ新法第九十九条第一項の規定により新法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、同条第四項の中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）又は同項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されたものとみなす。

第三条　改正法施行日において現に旧法第九十九条の二第四項又は第九十九条の三第四項の規定により交付されている旧法中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証は、それぞれ新法第九十九条の二第四項又は第九十九条の三第四項の規定により交付された中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなす。ただし、当該技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者が、改正法施行日の前日までに、国家公安委員会規則で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。